

金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相

水 野 浩 児

I. 資金調達の多様化と金融円滑化

1. 現代社会の金融情勢と課題

安倍政権に交代して以降、中小企業の資金調達環境等、金融事情に変化が出ている。日本銀行の異例の金融緩和策によりデフレ脱却に弾みが出ているが、これからの日本経済成長における課題の一つに中小企業への貸出金の増加があげられる。バブル崩壊後の20年間で銀行全体の法人向け貸出金は激減し、特に中小企業向け貸出金はほぼ半減している。その理由は、景気後退による資金需要が減退したこともあるが、長期デフレによる不動産価格の下落に伴う土地などの担保価値の減少が大きな要因と考えられる。さらに金融機関は、金融危機以降の金融庁検査の厳格化の影響もあり、担保不足の企業に対して積極的な支援ができない実情もその背景にはあったことが予想される。

金融機関の中小企業等への貸出金の源泉は預金者から預かった資金であるから、銀行法等により慎重に規制されている¹⁾。銀行法一条に記されている銀行法の目的は、「この法律は銀行業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」としており、預金者の預金保護を優先することを明記している。一方、事業資金を中小企業等へ供給する金融の円滑化も重要課題であり、この預金保護と金融の円滑化の両立は実務面においては課題となっている。

このような状況下で、金融機関が資金供給を行う際に頼るのは「担保」である。担保があれば、その見合いの融資については、貸倒リスクが軽減され、金融の円滑化と預金者の保護を同時に満たすことができるわけである。しかし、前述のとおりこの20年間は担保価値が下落したことで、担保不足が恒常化し金融機関の積極的な支援ができない状態が続いていたといえる。

そのような中、平成25年9月に金融庁が銀行検査に関する新しいモニタリング方針および25年度監督指針を発表した²⁾。その内容は、これまでの不良債権処理を主眼とした金融検査から、中小企業向け貸出金を積極的に行うように促す内容である。金融機関にとって金融庁検査は銀行経営に影響を与える可能性のある重要な検査であり、金融庁の方針に金融機関は敏感に対応してきたことが予想される。金融庁も銀行の意見を尊重する検査方針を採用してきたが、検査現場における統一基準が浸透していたかは未知数である。そのような中、具体的にモニタリング方針が打ち出され、責任の所在も明確になることは実務面において判断基準が明確になり、有益である。また、モニタリング方針では、「金融機関が適切なリスク管理の下積極的な金融仲介機能の発揮（下線部原文どおり）」を要請しており、このことは後述する、我妻博士が論じられた「銀行の金銭債権の仲介者

1) 銀行法は昭和五十六年六月一日に制定された。

2) 『金融モニタリング基本方針の概要』（平成25年9月6日金融庁）を発表し、検査・監督の課題として金融システムを取りまく経済金融情勢の変化に的確に対応することを要請している。

たる作用」に通じるものがある。

さらに金融庁は、不動産の担保価値の限界を鑑み、売掛金や動産を担保とする貸出金である ABL 融資を促進しており、中小企業の資金調達環境改善に本格的に取り組んでいるように思われる。金融円滑化法の期限到来を機に、金融検査マニュアル³⁾の改訂を行っており、モニタリング方針や監督指針に変化は、債権の本質的意義を考えるタイミングであるよう思われる。本稿では金融庁検査の変化などに伴う金融実務への影響を捉え、債権譲渡の実相について論じていく。

2. 資金調達の多様性と債権譲渡行為

ABL 融資の必要性について、池田教授は「ABL は、動産債権担保融資とか、流動資産一体型担保融資などと呼ばれるが、企業の生産活動から生み出される流動資産を担保に、運転資金等を融資する取引であり、在庫動産について集合動産譲渡担保を設定し、売掛債権については将来の将来債権譲渡担保を設定する（さらには、売掛金が入金される預金口座に質権を設定することもある）という形で融資を行うものである。これらは、不動産担保融資が行き詰まったあとの運転資金の調達に有効であり、優良な製品を生み出し、優良な売掛先をもちながら、仕入資金の調達に苦勞して業務規模の拡大ができなかったような中小企業には非常に利用価値の高い取引形態であるといえる。」と述べられている⁴⁾。

中小企業の資金調達を円滑にするために様々な施策が打ち出されることは、直接的には実力のある中小企業を破綻させないためと考えられるが、広義の意味では間接金融を担う銀行の金融機能の本質における債権譲渡の実相が見いだせるのである。

間接金融を担う銀行業務は、預金者と銀行間で発生した預金債権を、中小企業等に貸金債権として債権譲渡をしているとも考えることができる。金融庁検査において銀行の貸出金（資産）を厳格に検査する目的は、預金者から預かった債権（預金者からみた預金債権）を守るために銀行の保有する資産（債権）の健全性を吟味することである⁵⁾。マクロ的な観点から考えれば、銀行は債権と債権をつなげる役割を担っている。この点について、我妻博士は「資本主義の更に高度なる発達には、銀行をして社会に散在する金銭債権を自己の手に集中せしめ、金銭債権による全経済組織の統制を実現せしめる。蓋し、銀行は他人の金銭債権を金銭債権として利用するものであって、この制度によって、金銭債権は、無限に集中せられ統一的に活動せしめられるに至るからである。しかし、銀行の金銭債権の仲介者たる作用は、このいわゆる投資信用の他に、いはゆる流通信用においても顕著なものがある。」と論じておられる⁶⁾。

それゆえに金融仲介機能を担う銀行は、信用力のない中小企業に対しては、少なからず「担保」に頼らなくてはならないことは否定できないのである。この点について池田教授は 2006 年に執筆

3) 金融庁の中小・地域監督実務指針 1-3-5-1 に、検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すと明記されている。

4) 池田真朗『債権譲渡と電子化・国際化 —— 債権譲渡の研究第 4 巻 ——』（弘文堂、2010 年）6 頁

5) 金融検査に関する基本方針（金検第 369 号）平成 17 年 7 月 1 日 3 頁に「国民から負託された権利の行使である検査等は、あくまで、預金者等一般の利用者の保護、金融システムの安定及び国民経済の健全な発展のために、各金融機関の経営実態を検証するものであり、直接に、金融機関の経営者、株主等の利益を図る目的でこれを行うものではない。検査等の実施に当たっては、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益が保護されることを第一の目的とし、各金融機関の経営実態を検証しなければならない。」と記されている。

6) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、1953 年）301 頁

された論文に「信用力のない中小企業にとっては、新株発行に市場から資本性資金を調達することがまず不可能であることは勿論、社債発行による資金調達も同様に困難であり、伝統的な不動産担保融資が手持ち不動産に限界までの抵当権を設定して行き詰った後は、端的に言って残された資産の中では売掛債権と動産在庫しか活用の対象はないのである。担保対象資産が、債権と在庫動産に広がるのは理論必然の結果なのである⁷⁾。」と論じておられ、銀行が円滑な資金供給を行う上で、ABL 融資は欠かせないものと考えられる。さらに池田教授は「現実論として、わが国の動産担保融資については、先述のようにそれなりに実績は上がってきてはいるものの、この先の進展はやはり金融庁による「適格担保」の認定にかかるという声も強く、経済産業省からのその旨の希望も出されているところである。しかし、金融庁の態度では、担保評価の方法や評価額の合理性の確保が十分でないことから現時点ではなお慎重であるように報じられている。一方経済産業省では、在庫評価に関して不動産における不動産鑑定士と同様な役割を果たす「動産鑑定士」の資格制度を検討している。しかしながら取引の現場では、「動産まで担保に取る」ということに対するネガティブな印象も強いようである⁸⁾。」と論じておられこの点は筆者も同感である。

金融庁の態度が障壁として考えられる中で、金融庁の検査マニュアルに明示的に ABL 融資を推進していることは、中小企業の資金調達が円滑になるとともに、銀行の金融仲介機能の観点からも画期的なことであると考えられる。また ABL 融資を促進することは、銀行が企業の動産や売掛金等の企業活動に直接関与する資産をモニタリングできることになるため、企業の本質を理解することにも役立ち、成長する企業を見極め支援することにつながることも期待できるのである。

Ⅱ. 金融円滑化法期限到来の影響

1. 金融円滑化法期限到来と金融庁検査マニュアルの改訂

平成 21 年 12 月 4 日に施行された中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月末に期限延長されず失効した。中小企業の資金調達環境に悪影響が出ることが懸念されたが、金融機関の取組姿勢に大きな影響を与える金融検査マニュアルの改訂がなされた⁹⁾。その内容は、平成 25 年 4 月以降も金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるとともに、中小・零細企業等に対する経営支援に積極的に取り組むよう促すものである。

中小企業金融円滑化法の目的は、第 1 条に「金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の処置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めて

7) 池田真朗「ABL 等に見る動産・債権担保の展開と課題——新しい担保概念の認知に向けて」『担保制度の現代的展開』（日本評論社、2006 年）275 頁

8) 池田・前掲注 7) 275 頁

9) 『金融検査マニュアル・監督指針』の一部改正、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等の公表について』（平成 25 年 3 月 29 日金融庁）を公表し、そのなかの「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕2. 検証ポイント」において、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更等を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているときは、当該計画等が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4(2)③ハの要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないとしている。

おり、金融の円滑化と金融機関の業務の健全性・適切性とのバランスをとることが求められてきた。また円滑化指針のなかで「金融機関においては、本監督指針を踏まえ、その業務の公共性及び社会性を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮し、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定に資することが期待される」と規定しており、公共性を有する金融機関の金融仲介機能を十分果たすように促してきたものである。

間接金融を担う銀行は、預金者の預金を借入人に貸付け、それが銀行の債権となるわけであるから¹⁰⁾、金融仲介機能と健全性・適切性とのバランスについて実務面での苦勞が予想される。その微妙な調整を「中小企業等に対する金融円滑化の総合パッケージ」等により金融庁が対応してきた経緯がある。中小企業金融円滑化法は時限立法であり、どのタイミングで終了するかが問題視されてきた。また中小企業金融円滑化法の効果は大きく、中小企業にとってどのような状況をもって正常化と判断するか、出口戦略面が課題となっていた。この点について「導入後の金融円滑化法の効果であるが、これは関係者の予想以上に大きかったといえるのではないか。初年度の平成 22 年 12 月末までの条件変更の実効率は 96.9% であり、その件数も累計で約 75.8 万件である。これは予想以上に金融機関の横並び意識が強かったのか、末端の部分における検査・監督による謝絶案件の追及が企画段階の担当者の意図に反して強いものであったのかは定かでない。しかし、9 割を超える実効率はかなりの高確率であり、正常な対応であるとの保証はなく、金融庁を意識した形式的な対応（金融庁検査・監督が怖いから、金融円滑化法の終了までとりあえず条件変更を実行しておく）が行われているなどの懸念も生じ得る水準であった¹¹⁾。」との論説もあり、中小企業基盤整備機構の企業連携アドバイザーとして現場を経験した筆者も同感である。

今後は形式的な金融円滑化は幕を閉じ、実質的な金融円滑化が求められると考えられ、銀行を監督している金融庁が明示的に ABL 融資を推進していることは中小企業の担保枠を増加させる効果があり実質的な金融円滑化効果はあると考えられる。なお、円滑な金融とは担保に頼らず、債務者が作成した事業計画を評価されたうえで資金調達を行うことが理想であることは言うまでもない。

2. 監督方針に係る積極的な金融仲介機能の発揮

平成 25 年 9 月に金融庁が発表した「平成 25 年事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針¹²⁾」(以下、監督方針という)では、① 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮、② リスク管理と地域における金融システムの安定、③ 顧客保護と利用者利便の向上の 3 点を重点分野としている。

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮について、金融機関は顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割の一層の発揮を求めている。また、金融機関は、平成 25 年 6 月に閣議決

10) 水野浩児「現代における債権譲渡行為の実相とその問題点」『法律行為論の諸相と展開』（法律文化社、2013 年）223 頁

11) 橘一哉「金融円滑化（論説）」『金融庁からの発信情報の読み方』（経済法令研究会、2013 年）23 頁

12) 金融庁が中小・地域金融機関向けの監督事務の基本的考え方を体系的に整理したもので、監督に当たった重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表している。なお、地域金融機関とは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

定された「日本再興戦略¹³⁾」等も踏まえながら、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取り組みを促していくことが重要としている。

金融庁は、成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組において「新規融資について、どのような経営方針の下で積極的に取り組んでいるか」や「貸付条件の変更等を行った債務者についても、債務者の実態を十分把握した上で、新規融資に積極的に取り組んでいるか。」「ABL（電子記録債権の活用を含む）など、不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本性借入金の活用に当たって、具体的にどのような工夫・取組をおこなっているか。」などを着眼点として重点的に検証する取組を促している。

さらに中小企業に対する経営改善支援について、中小企業金融円滑化法の終了後も、引き続き、中小企業に対しきめ細やかに対応し円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めることを求めている。そして借手企業に対して積極的なコンサルティング機能を発揮することで経営課題の解決を図ることを促し、貸付の条件の変更等を行った中小企業に対して、真に実効性のある経営計画策定の支援を求めている。

以上の内容を総合的に勘案すると、金融庁が金融機関に求めていることは、金融機関が債務者と一体となり努力を行うことによる債権の良質化なのである。債権の価値は将来の回収可能性そのものであり、その回収可能性は実現可能性の高い事業計画に基づき経営を行っているか否かの判断である。金融機関に適切なコンサルティング能力が備わり、事業計画遂行の評価を厳しく行い、時には事業計画遂行を一連托生で行えば金融機関の債権は良質を維持できるとも考えられる。筆者は別稿にて「金融機関は金銭債権の仲介者となり、信用創造を行うことで円滑な資金供給を果たすわけである。その円滑な資金供給を果たすために、自己査定により貸付債権の評価すなわち銀行の債務者の評価を的確に行うわけである。……（中略）……債務者の事業計画遂行能力の評価を厳しく行い、時には金融機関がコンサルティングを加えることを想定した上で、計画の実現性まで見越した計画を行うわけであり、そこに自己査定の深みがあり、債権の価値の妙味があると考えられる。幅広い観点から考察すると、預金者保護と円滑な資金供給は両立し、金融実務においては両輪の機能を持つことになる¹⁴⁾。」と論じたが、金融庁の方針も明確になり、その考えは強まっている。今回発表された監督指針は、金融仲介機能の観点からも金銭債権の本質的な考えに迫るものであり、実務においても馴染みやすいと考えられる。監督方針や日本再興戦略で示された不動産担保に頼らないABL融資等促進は、事業に直結した資産を担保とするわけであり間接的に債務者の事業評価そのものを担保にすることと同義であり、企業評価が債権の価値につながると考えられる。

13) 首相官邸ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013

平成25年6月14日、日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうち3本目の矢である、成長戦略「日本再興戦略——JAPAN is BACK——」が閣議決定した。その中で民間投資の活性化を促し、税制・予算・金融・規制改革・制度設備といったあらゆる施策を経動員することで、民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を約10%増加させることを目指している。

また個人保証制度の見直しに触れ、「法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行期において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与える等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。停止条件付保証契約、ABL（動産・売掛金担保融資）等の代替的な融資手法の充実と利用促進を図る。また個人保証を免除又は猶予する融資制度の拡充・推進、民間金融機関との連携強化など政府系金融機関等による対応の強化を図る。」ことを明記している。

14) 水野・前掲注 10) 237 頁

Ⅲ. ABL 融資活用の及ぼす影響

1. ABL の積極活用と債権の良質化

金融庁の監督指針や日本再興戦略において利用が促されている ABL 融資は、在庫や売掛債権等の流動資産の価値を引当とする資金調達手法である。日本の企業が保有する売掛金と棚卸資産の合計は 2010 年 3 月時点で 295 兆円となり、土地 183 兆円を大幅に上回る水準で、資金調達に利用する担保としては魅力的な資産である¹⁵⁾。

ABL 融資はその担保価値の評価が難しいことなどもあり普及が遅れていたが、経済産業省が発表した「ABL の普及・活用に関する調査研究報告¹⁶⁾」によれば、91% の銀行が取り扱い実績がある状況である。しかし残高ベースでは、企業向け融資全体の 0.1% 水準であり、土地担保に代わる担保にはなっていない状況である。この点について「ABL を通して、産業の発展、成長のために資金供給するという当初の政策目的は、現時点では、残念ながら実現していないということである。リーマンショック以降の景気の落ち込みに対しては、期待された ABL が活躍することなく、結果的に緊急融資制度や中小企業金融円滑化法等によって、政府がより強力に関与する形で、資金が供給された¹⁷⁾。」とする論説があり、まさに ABL 普及のチャンス時期に予期できない事態が発生したとも考えられさらには、中小企業金融円滑化法が間接的に ABL 融資普及を阻害していたとも考えられる。現在、中小企業金融円滑化法が終了したタイミングは ABL 融資を本格的に考えるタイミングとしては自然な状態とも考えられる。

特に中小企業を支援する地域金融機関における ABL 融資の活用は、地域経済の下支えにもつながり重要である。そのような中、八十二銀行は貸し倒れリスクが正常債権よりも高い「要注意先」の企業に対しても積極的に資金を貸し出す方針を掲げ、その担保として ABL を活用している¹⁸⁾。これまで不動産などの担保が不足しているために新規融資が難しかった中小製造業を中心に、機械設備などを担保に拡大するものである。この取り組みは、資金調達のバリエーションが増えることに加え、売掛債権や動産を担保にすることで、債務者の現状を把握することができ、金融機関も適切な支援がしやすくなる効果がある。ABL 融資は単なる担保ではなく、売掛金の状況や機械の稼働状況の把握など、債務者の本業の動きがよくわかり、事業計画実現可能性の判断もし易くなると考えられる。また債権の回収可能性の判断を的確にでき、的確な指導を行うことができる状況は、債権が良質化することにもつながるのである。現実的に金融検査マニュアルの変更において、ABL により「貸出条件緩和債権」に該当しない場合を明確にしている。ABL には、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を金融機関が把握できる特質があることを踏まえて、仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合であっても、金融機関が ABL により、当該債務者の実態を把握したうえで、経営改善に関する資料を作成している場合には、金融検査マニュアル別冊の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないことが明確化された¹⁹⁾。このことから鑑みても、ABL は単なる担保ではなく、債権そのものを良質化させる効果を認容したともいえる。

15) 財務省「法人企業統計結果 (24 年度)」

16) 経済産業省『平成 21 年度経済産業省 ABL インフラ整備調査委託事業「ABL の普及・活用に関する調査研究」報告書』http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/0020066.pdf

17) 金城亜紀『事業会社のための ABL 入門』(日本経済新聞出版社、2011 年) 29 頁

18) 日本経済新聞 2013 年 10 月 8 日

19) 「これだけは知っておきたい金融検査マニュアルの要点 Q&A」(経済法令研究会、2013 年)

中小企業金融円滑化法が終了する前の平成 23 年 12 月 27 日に発表された「中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について」のなかで、中小企業が金融円滑化法終了後においても円滑な資金調達ができるように「新規融資の促進を図るために、資本金借入金および動産担保融資（ABL）等の開発・普及」を掲げており、この段階で金融庁は中小企業金融円滑化法終了の出口戦略として ABL 融資の普及を推進したのである。

2. 「債務者のための担保」の必要性

ABL は単なる被担保債権の保全のための担保でなく、債権そのものを良質化させる効果がある特殊な機能を有した担保といえる。池田教授は「これまでの担保は、債務者の債務不履行があった場合に担保権を実行して債権を回収する、ということが目的であるから、もっぱら「債権者のための担保」であった。その場合、債務者の資産の中から切り出して特定したものを換価処分して、優先的により多く債権を回収できる担保が「強い担保」であり、その際の価値評価が明確でかつ安定しており、また換価処分が確実でかつ処分方法が確立しているものが「よい担保」とされるのである。そしてこの考え方は、その後の債務者の経済活動がどうなるのかということは、ほとんど念頭においていない。まさに従来の担保は「回収、清算のための担保」なのである。しかしながら、これに対して、「債務者の担保」、より正確に言えば、「債務者の経済活動を存続させるための担保」が考えられる。これがまさに債権や動産在庫を担保に取る世界でなされるべき議論なのである²⁰⁾。」と論じられ、債務者企業の事業活動実態を金融機関に知らせる効果を持ち、当該債務者の実態を把握したうえで、経営改善に関する資料を作成している場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」が提出されたと見なすことができる。金融機関の融資が債務者の活動を存続させる目的であることを鑑みれば、ABL 融資は「債務者の経済活動を存続させるための担保」であるといえよう。

金銭債権の仲介者である金融機関にとって、金融庁検査は金銭債権の仲介業務の根幹となる検査である。その検査対象となる借入人（銀行の貸付）の業況を、銀行が独自に査定し、その借入人の返済能力たる返済資金獲得能力を評価している。言い換えれば、貸付債権の回収可能性の評価を債権分類ごとに厳しく吟味し、その評価に応じて、引当金を計上する仕組みになっている²¹⁾。

自己査定が導入されたころの銀行は、バブル経済による不動産の高騰を背景に、バブルで資金需要を強めた不動産会社に対して、不動産の値上がりを見越した過度な融資を行った結果、銀行の審査機能も麻痺し、いわゆる住専問題にまで発展する事態を引き起こした。これは「強い担保」や「よい担保」の意識があまりに強かったために、借入人の事業計画や事業内容を事実上評価していなかった結果ともいえる。本来であれば、銀行は、借入人の事業に対する取り組みや、将来の事業

20) 池田真朗『債権譲渡の発展と特別法 債権譲渡の研究第3版』（弘文堂、2010年）344頁

21) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に係る実務指針」（平成9年4月・平成11年4月改正）には、冒頭部分で自己査定について以下ように定義している。「早期是正措置の導入に伴い、銀行等金融機関は、資産の自己査定基準を定めて、その有する資産を検討・分析して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類区分すること（以下「自己査定」という。）が必要になった。自己査定は、貸借対照表上最も重要性の大きい信用リスク資産の保全管理の柱となるものであるが、同時に、貸倒償却及び貸倒引当金の適正な計上に資するものである。銀行等金融機関は、自己査定基準を定めて、それに準拠して適正な自己査定が可能となるような内部統制を構築することが求められる。監査人は、貸倒償却及び貸倒引当金の監査を実施する際、自己査定基準が適正に整備され、自己査定がその基準に準拠して実施されていることを確かめなければならない。」

計画に基づいて貸付債権の評価を行うべきであるが、過度な不動産担保融資に傾斜し、借入人の事業能力等の評価は事実上行われていなかったともいえる。「債務者の経済活動を存続させるための担保」である ABL は、担保評価を行うプロセスが事業能力等の評価と連動しており、債務者自身も銀行から適切に評価されることが可能となる担保と捉えることができる。

3. 債務者を活性化させる担保へ

池田教授は ABL への期待として「借り手の中小企業側への期待として「生きている担保」という概念を強調したい。つまり、不動産担保や人的保証は、債務者企業の努力によって担保それ自体には反映されないのである。これに対して、売掛債権や在庫商品は、企業の努力によって担保の質や量が変わる。これが「生きている担保」である。質や量が変わるというのは、倉庫の中の在庫の数量が変わるというような意味ではない。原材料や仕掛品の場合は別としても、完成品については、良いものを作れば、売掛先も信用力も高い、優良な売掛先が多くなる。在庫も換価処分したときの価値が高くなる。このように価値が上がり、価値が変わる担保なのである²²⁾。」と論じられている。

金融庁の監督指針の中で、中小企業に対する経営改善・体質強化支援を本格化させることを明確するなかで、「地域密着型金融の推進の一環として、いわゆる目利き能力を育成・発揮し、担保・保証に過度に依存することなく、借手企業の事業価値を的確に見極めるとともに、事業計画の向上に資する取組を行っていくことが期待される²³⁾。」と記されている。ABL 融資は企業の事業価値の見極めに寄与する効果もあり、ここでの担保・保証への過度な依存には該当しない。そのため金融検査マニュアルの改訂において ABL 融資の積極活用を促しており、さらに、金融機関が ABL により、当該債務者の実態を把握したうえで、経営改善計画に関する資料を作成している場合は「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなされるわけである。ABL 融資は池田教授が指摘される、価値が上がり、価値が変わる担保としての「生きている担保」である魅力より大きな魅力が含まれている。企業評価そのものを向上させる要素を含んだ、事業計画遂行に欠かせない「企業を活性化させる担保」であるといえる。

なお、売掛債権を活用した資金調達は、間接金融による資金調達であるにも関わらず、企業などの被融資者（譲渡人）の信用力でなく、当該債権つまり第三債務者の信用力を引き当てにした担保であり、信用力が十分でない企業であっても資金調達環境が改善される点が特徴であり、債務者の信用力を補完する効果があるといえる。以上のように、中小企業金融円滑化法終了を一つのタイミングとして金融庁が ABL 融資を推進していることは、単に中小企業の資金調達環境が良くなるだけでなく、債務者の評価を向上させる効果が潜在する「企業を活性化させる担保」への具体的取組につながる画期的なことであり、金融機関にとっても有益である。

V. む す び

中小企業金融円滑化法は、当時の混沌とした経営環境においては、時代が落ち着くまでは流動的な要素が多く、将来の事業計画を企てることが困難な状態であるため、合理的な判断ができるまで実現可能性の高い抜本的な計画の策定を猶予することで、債権の回収の危険性または価値の毀損の

22) 池田・前掲注 20) 343 頁

23) 金融庁「平成 25 年事務年度 中小・地域金融機関向け監督指針」平成 25 年 9 月 6 日発表 8 頁(4) 中小企業に対する経営改善計画等 ⑦に記載

危険性の判断を猶予するというものであった。つまり、金融機関は、その法案を背景に、これから実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定する債務者に対して、計画策定を猶予することができ、結果的に自己査定における債務者区分を猶予するものであった。ちなみに中小企業金融円滑化法に関係なく、本来は実現可能な事業計画を提出することで「貸出条件緩和債権」には該当しないことは、金融検査マニュアルにも明記されている。しかし金融機関の横並びの対応等により中小企業金融円滑化法は何もしなくても「貸出条件緩和債権」にならないという実務における誤解が生る可能性は否定できない状況であった。

中小企業金融円滑化法の終了に伴い、金融機関が ABL の活用により債務者の実態を把握し経営改善に関する資料を作成している場合に「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないことが金融庁により明確化されたことは、金融円滑化法が継続したケースと同様の効果を得ることができるとも考えられる。

中小企業金融円滑化法は、実現可能性の高い将来の事業計画を企てることが困難な状態にある企業が、合理的判断ができるまで計画の策定を猶予する法案であった。ABL の活用は売掛債権や動産を担保とする融資手法であり、債務者企業の将来の事業計画や将来キャッシュフローを的確に把握することが担保評価につながるわけである。金融機関の貸付債権の評価は、中小企業等債務者が作成した将来の事業計画の実現結果そのものであることを鑑みれば、ABL 融資の活用は金融機関にとって、事業計画の実現可能性の可否と被担保債権の保全の両面の効果を得ることができるわけである。

実質的な担保価値も高く利用価値が高い ABL が思うように進展しなかった背景には、金融庁の対応が要因の一つになっていた。しかし、金融円滑化法終了のタイミングで、金融検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準が新たに記載されるなど、具体的実務を後押しする体制が整ったことは画期的なことであり、中小企業の資金調達に影響を与える可能性は高いと考えられる。

池田教授は「売掛債権担保や在庫担保に対する、「担保権者の丸取り」という批判は、当然債務者の倒産時を考えているものである。債権譲渡特例法を増補改訂して動産譲渡登記を創設した際にも、国会でも趣旨の批判があった。それに対して私は、債務者をつぶした後の議論でなくて、つぶさない配慮のほうが重要なのではないかと答えた経験がある。喫緊の課題は、中小企業を存続させるための運転資金の供給をどう図るかである。求められるのは、それを secure する担保なのである。担保評価はそれほど明確でなくてもよい。被融資企業がつぶれずに事業を継続していえば、担保対象たる売掛金や在庫は次々に生まれてくるのである²⁴⁾。」と論じられており、動産譲渡登記を検討していた頃から、売掛債権や動産の活用の優位性についての的確に主張されていた。中小企業金融円滑化法は中小企業向け債権の本質の評価である「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の重要性を金融実務に知らしめた効果がある。売掛債権譲渡の活用は、「企業を活性化させる担保」としての効果があり、金融実務における債権譲渡の効用である。中小企業金融円滑化法期限到来により金融庁が ABL 融資促進を金融検査マニュアルに明記するなど、中小企業の資金調達抜本的な改善につながる事が期待される。今後、ABL 等を含めた債権譲渡の取り組みが金融実務に有益な方向に向かうことを願っている。

（平成 26 年 1 月 8 日受理）